

第2回太良町議会（定例会第2回）

平成28年6月6日～6月14日

議 案

平成28年第2回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会 期 9日間（6月6日～6月14日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	6. 6	月	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程・町長の提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	6. 7	火	（ 議 案 調 査 ）		
第 3 日	6. 8	水	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 4 日	6. 9	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	6. 10	金	（ 議 案 調 査 ）		
第 6 日	6. 11	土	休 会	—	
第 7 日	6. 12	日	休 会	—	
第 8 日	6. 13	月	本 会 議	9時30分	議 案 審 議
第 9 日	6. 14	火	本 会 議	9時30分	議 案 審 議

平成28年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目

6月 6日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 報告第 1 号 議案第34号～議案第43号 町長の提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提 出 議 案 目 録

- 報告第 1 号 平成 27 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 34 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 35 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 36 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 37 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 38 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 39 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 40 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 41 号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第 42 号 平成 28 年度太良町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 43 号 平成 28 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

上記のとおり

平成 28 年 6 月 6 日

太良町長 岩 島 正 昭

報告第1号

平成27年度太良町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既収入 特定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	二枚貝復活と地域資源を 活かした観光まちづくり 事業	円 6,100,000	円 6,100,000	円	円	円	円	円	円 6,100,000
		自治体情報セキュリティ 強化対策事業	円 24,500,000	円 24,500,000	円	円 5,750,000	円	円 5,700,000	円	円 13,050,000
03 民生費	01 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福 祉給付金事業	円 41,386,000	円 41,386,000	円	円 41,386,000	円	円	円	円
	02 児童福祉費	子ども・子育て支援シス テム構築委託料	円 324,000	円 324,000	円	円 162,000	円	円	円	円 162,000
10 教育費	04 社会教育費	歴史の道文化交流調査事 業	円 8,571,000	円 8,571,000	円	円 8,542,000	円	円	円	円 29,000
合 計			円 80,881,000	円 80,881,000	円	円 55,840,000	円	円 5,700,000	円	円 19,341,000

議案第 34 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第 11 号

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

太良町長 岩 島 正 昭

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 固定資産評価審査委員会条例（昭和 30 年太良町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「前 3 条」を「第 7 条から第 9 条まで」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成 28 年太良町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成 28 年 4 月 1 日以後に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 419 条第 3 項の規定による公示（同法第 420 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第 417 条第 1 項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第35号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

太良町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第12号

太良町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

太良町税条例等の一部を改正する条例

(太良町税条例の一部改正)

第1条 太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第16条第3項の表中「8,000円」を「8,100円」に改める。

(太良町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 太良町税条例の一部を改正する条例(平成27年太良町条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2

様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第36号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第13号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成28年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項
ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第25条中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」
に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000
円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年
度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険
税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成 27 年度太良町一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度太良町一般会計補正予算（第7号）

平成27年度太良町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56,440千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,471,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		60,000	2,178	62,178
	1. 地方揮発油譲与税	18,300	587	18,887
	2. 自動車重量譲与税	41,700	1,591	43,291
9. 地方交付税		2,485,895	26,639	2,512,534
	1. 地方交付税	2,485,895	26,639	2,512,534
13. 国庫支出金		518,825	△15,691	503,134
	1. 国庫負担金	341,702	△7,971	333,731
	2. 国庫補助金	174,123	△7,720	166,403
14. 県支出金		375,889	△3,984	371,905
	1. 県負担金	216,266	△3,984	212,282
16. 寄附金		191,453	32,477	223,930
	1. 寄附金	191,453	32,477	223,930
17. 繰入金		316,680	△61,943	254,737
	2. 基金繰入金	302,750	△61,943	240,807

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19. 諸収入		108,314	△2,016	106,298
	5. 雑入	57,945	△2,016	55,929
20. 町債		333,240	△34,100	299,140
	1. 町債	333,240	△34,100	299,140
歳 入 合 計		5,527,994	△56,440	5,471,554

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		1, 142, 969	24, 443	1, 167, 412
	1. 総務管理費	1, 013, 619	29, 526	1, 043, 145
	2. 徴税費	88, 448	△3, 463	84, 985
	3. 戸籍住民基本台帳費	28, 368	△1, 620	26, 748
3. 民生費		1, 558, 950	△40, 464	1, 518, 486
	1. 社会福祉費	1, 078, 337	△40, 464	1, 037, 873
4. 衛生費		643, 795	△3, 799	639, 996
	1. 保健衛生費	441, 745	△1, 451	440, 294
	2. 清掃費	202, 050	△2, 348	199, 702
6. 農林水産業費		381, 804	△8, 046	373, 758
	1. 農業費	250, 383	△6, 964	243, 419
	2. 林業費	49, 589	△1, 082	48, 507
7. 商工費		172, 444	△11, 481	160, 963
	1. 商工費	172, 444	△11, 481	160, 963

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		352,849	△2,291	350,558
	2. 道路橋梁費	314,711	△2,291	312,420
10. 教育費		469,790	△10,988	458,802
	1. 教育総務費	78,118	0	78,118
	2. 小学校費	58,412	△1,350	57,062
	3. 中学校費	85,165	0	85,165
	5. 保健体育費	160,420	△9,638	150,782
11. 災害復旧費		16,093	0	16,093
	1. 農林水産施設災害復旧費	10,932	0	10,932
12. 公債費		471,246	△3,814	467,432
	1. 公債費	471,246	△3,814	467,432
歳 出 合 計		5,527,994	△56,440	5,471,554

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業	111,800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	79,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
辺地対策事業	48,000	〃	〃	〃	47,100	〃	〃	〃
現年補助災害 復旧事業 (災害復旧事業)	2,500	〃	〃	〃	1,900	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
2. 地方譲与税	60,000	2,178	62,178	
9. 地方交付税	2,485,895	26,639	2,512,534	
13. 国庫支出金	518,825	△15,691	503,134	
14. 県支出金	375,889	△3,984	371,905	
16. 寄附金	191,453	32,477	223,930	
17. 繰入金	316,680	△61,943	254,737	

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
19. 諸収入	108,314	△2,016	106,298	
20. 町債	333,240	△34,100	299,140	
歳 入 合 計	5,527,994	△56,440	5,471,554	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	1,142,969	24,443	1,167,412	△7,720		29,525	2,638
3. 民生費	1,558,950	△40,464	1,518,486	△11,955		△2,016	△26,493
4. 衛生費	643,795	△3,799	639,996				△3,799
6. 農林水産業費	381,804	△8,046	373,758				△8,046
7. 商工費	172,444	△11,481	160,963		△1,200	△27	△10,254
8. 土木費	352,849	△2,291	350,558		△31,300		29,009
10. 教育費	469,790	△10,988	458,802		△1,000	△3,359	△6,629

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11. 災害復旧費	16,093	0	16,093		△600		600
12. 公債費	471,246	△3,814	467,432				△3,814
歳出合計	5,527,994	△56,440	5,471,554	△19,675	△34,100	24,123	△26,788

2 歳 入

(款) 2. 地方譲与税 (項) 1. 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方揮発油譲与税	18,300	587	18,887	1. 地方揮発油譲与税	587	地方揮発油譲与税
計	18,300	587	18,887			

(款) 2. 地方譲与税 (項) 2. 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	41,700	1,591	43,291	1. 自動車重量譲与税	1,591	自動車重量譲与税
計	41,700	1,591	43,291			

(款) 9. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,485,895	26,639	2,512,534	1. 地方交付税	26,639	特別交付税
計	2,485,895	26,639	2,512,534			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	338,691	△7,971	330,720	1. 社会福祉費負担金	△7,971	障害者自立支援給付費負担金 (1/2) △6,730 障害者医療費負担金 (1/2) △1,241
計	341,702	△7,971	333,731			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	32,237	△7,720	24,517	1. 総務管理費補助金	△7,720	通知カード・個人番号カード交付事業費交付金 (10/10) △1,620 地方創生加速化交付金 (10/10) △6,100
計	174,123	△7,720	166,403			

(款) 14. 県支出金 (項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	216,028	△3,984	212,044	1. 社会福祉費負担金	△3,984	障害者自立支援医療費負担金 (1/4) △620 障害者自立支援給付費負担金 (1/4) △3,364
計	216,266	△3,984	212,282			

(款) 16. 寄附金 (項) 1. 寄附金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. ふるさと応援寄附金	191,451	32,477	223,928	1. ふるさと応援寄附金	32,477	ふるさと応援寄附金
計	191,453	32,477	223,930			

(款) 17. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	101,539	△55,605	45,934	1. 財政調整基金繰入金	△55,605	財政調整基金繰入金
5. 地域づくり事業基金繰入金	14,975	△2,952	12,023	1. 地域づくり事業基金繰入金	△2,952	地域づくり事業基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	46,170	△3,386	42,784	1. 公共施設整備基金繰入金	△3,386	公共施設整備基金繰入金
計	302,750	△61,943	240,807			

(款) 19. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	57,530	△2,016	55,514	2. 雑入	△2,016	老人医療諸費交付金(支払基金)
計	57,945	△2,016	55,929			

(款) 20. 町債 (項) 1. 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 土木債	48,000	△900	47,100	1. 道路橋梁債	△900	道路改良事業債 (辺地対策事業)
6. 災害復旧債	2,500	△600	1,900	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	△600	農地等災害復旧事業債 (現年災)
8. 過疎対策債	111,800	△32,600	79,200	1. 過疎対策債	△32,600	過疎対策債
計	333,240	△34,100	299,140			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 企画財政管理費	211,106	△2,951	208,155	△6,100		△2,951	6,100	19. 負担金補助及び交付金	△2,951	地域づくり事業費補助金
5. むらおこし推進費	41	0	41			△1	1			財源組替
29. ふるさと応援寄附金基金費	191,451	32,477	223,928			32,477		25. 積 立 金	32,477	基金積立金
計	1,013,619	29,526	1,043,145	△6,100		29,525	6,101			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税费

2. 賦課徴収費	31,597	△3,463	28,134				△3,463	13. 委託料	△3,463	国土調査修正登記委託料
計	88,448	△3,463	84,985				△3,463			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	28,368	△1,620	26,748	△1,620				13. 委託料	△1,620	通知カード・個人番号カード発行関連事務委託料
計	28,368	△1,620	26,748	△1,620						

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	261,890	△20,840	241,050				△20,840	28. 繰 出 金	△20,840	国民健康保険特別会計繰出金（助産費等） △840 国民健康保険特別会計繰出金（保険給付費等支援） △20,000
2. 老人福祉総務費	439,635	△3,680	435,955			△2,016	△1,664	19. 負担金補助及び交付金	△2,200	医療給付費等負担金
								20. 扶 助 費	△1,480	家族介護慰労金
4. 心身障害者福祉総務費	296,056	△15,944	280,112	△11,955			△3,989	20. 扶 助 費	△15,944	障害者自立支援給付費 △12,059 補装具費支給事業費 △1,403 障害者自立支援医療費（更生医療） △2,482
計	1,078,337	△40,464	1,037,873	△11,955		△2,016	△26,493			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 環境衛生費	91,571	△1,451	90,120				△1,451	28. 繰 出 金	△1,451	簡易水道特別会計繰出金（建設費繰出分）
計	441,745	△1,451	440,294				△1,451			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	157,284	△2,348	154,936				△2,348	11. 需用費	△2,348	消耗品費
計	202,050	△2,348	199,702				△2,348			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	72,799	△1,720	71,079				△1,720	13. 委 託 料	△1,720	農業振興地域整備計画策定業務委託料
6. 畜産業費	8,337	△1,850	6,487				△1,850	11. 需 用 費	△1,850	消耗品費
7. 農地費	88,040	△3,394	84,646				△3,394	15. 工事請負費	△1,303	土地改良事業（単独）
								19. 負担金補助及び交付金	△2,091	農地基盤整備事業費補助金
計	250,383	△6,964	243,419				△6,964			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

4. 林道費	9,096	△1,082	8,014				△1,082	16. 原材料費	△1,082	維持補修費的なもの
計	49,589	△1,082	48,507				△1,082			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	96,739	△1,466	95,273		△600		△866	19. 負担金補助及び交付金	△1,466	中小企業資金貸付保証料補給補助金 △885 生活交通路線維持費補助金 △581
2. 商工振興費	23,009	△1,757	21,252				△1,757	11. 需用費	△1,757	印刷製本費 △244 光熱水費 △1,513
3. 観光費	52,471	△8,084	44,387		△600	△27	△7,457	11. 需用費	△1,163	光熱水費 △264 修繕料 △899
								12. 役務費	△786	広告料 △540 手数料 △246
								13. 委託料	△1,406	道の駅太良管理委託料
								14. 使用料及び賃借料	△389	インターネット利用料
								15. 工事請負費	△963	竹崎城址展望台下海岸鉄柵取替工事 △839 道の駅太良防波堤絵画保護塗装整備事業 △124
								19. 負担金補助及び交付金	△3,377	中山キャンプ場電気引込工事費負担金

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 企業誘致等 調査費	225	△174	51				△174	9. 旅 費	△174	普通旅費
計	172,444	△11,481	160,963		△1,200	△27	△10,254			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	186,622	0	186,622		△1,500		1,500			財源組替
3. 道路新設改良費	104,000	△2,291	101,709		△29,800		27,509	17. 公有財産購入費	△2,291	土地購入費
計	314,711	△2,291	312,420		△31,300		29,009			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	76,757	0	76,757		△400		400			財源組替
計	78,118	0	78,118		△400		400			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	43,072	△1,350	41,722		△300		△1,050	11. 需用費	△1,350	修繕料
計	58,412	△1,350	57,062		△300		△1,050			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	57,631	0	57,631		△300		300			財源組替
計	85,165	0	85,165		△300		300			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	50,124	△6,280	43,844				△6,280	15. 工事請負費	△6,280	体育施設整備事業
3. 学校給食費	99,122	△3,358	95,764			△3,359	1	15. 工事請負費	△3,358	給食センター施設整備事業
計	160,420	△9,638	150,782			△3,359	△6,279			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農地等災害 復旧費	10,932	0	10,932		△600		600			財源組替
計	10,932	0	10,932		△600		600			

(款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費

2. 利子	50,309	△3,814	46,495				△3,814	23. 償還金 利子及び割 引料	△3,814	起債利子（経常的なもの）
計	471,246	△3,814	467,432				△3,814			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中増減見込		当 該 年 度 末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普 通 債	補 正 前 (A)	4,738,033	4,630,074	330,740	413,935	4,546,879
	補 正 (B)			△ 33,500		△ 33,500
	補 正 後 (C)	4,738,033	4,630,074	297,240	413,935	4,513,379
(5) 土 木	補 正 前 (A)	644,299	600,527	48,000	82,492	566,035
	補 正 (B)			△ 900		△ 900
	補 正 後 (C)	644,299	600,527	47,100	82,492	565,135
(9) そ の 他	補 正 前 (A)	2,710,622	2,875,957	277,040	165,504	2,987,493
	補 正 (B)			△ 32,600		△ 32,600
	補 正 後 (C)	2,710,622	2,875,957	244,440	165,504	2,954,893
うち過疎対策事業債	補 正 前 (A)	582,100	703,361	111,800	26,539	788,622
	補 正 (B)			△ 32,600		△ 32,600
	補 正 後 (C)	582,100	703,361	79,200	26,539	756,022
2. 災 害 復 旧 債	補 正 前 (A)	30,797	25,642	2,500	7,002	21,140
	補 正 (B)			△ 600		△ 600
	補 正 後 (C)	30,797	25,642	1,900	7,002	20,540
(1) 農 林 水 産	補 正 前 (A)	15,138	11,225	1,300	2,917	9,608
	補 正 (B)			△ 600		△ 600
	補 正 後 (C)	15,138	11,225	700	2,917	9,008
合 計	補 正 前 (A)	4,768,830	4,655,716	333,240	420,937	4,568,019
	補 正 (B)			△ 34,100		△ 34,100
	補 正 後 (C)	4,768,830	4,655,716	299,140	420,937	4,533,919

議案第 38 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成 27 年度太良町山林特別会計補正予算（第 4 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ744千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入		13,275	545	13,820
	1. 事業収入	13,275	545	13,820
3. 資本的収入		15,426	△1,289	14,137
	2. 県支出金	15,426	△1,289	14,137
歳入合計		51,768	△744	51,024

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 資本的費用		43,308	△1,403	41,905
	1. 造林費	39,629	△1,403	38,226
3. 予備費		4,266	659	4,925
	1. 予備費	4,266	659	4,925
歳 出 合 計		51,768	△744	51,024

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 事業収入	13,275	545	13,820	
3. 資本的収入	15,426	△1,289	14,137	
歳 入 合 計	51,768	△744	51,024	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 資本的費用	43,308	△1,403	41,905	△1,289			△114
3. 予備費	4,266	659	4,925				659
歳 出 合 計	51,768	△744	51,024	△1,289			545

2 歳 入

(款) 1. 事業収入 (項) 1. 事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財産収入	13,275	545	13,820	1. 立木売払収入	545	間伐材等売払収入
計	13,275	545	13,820			

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 県支出金

1. 造林事業県補助金	15,426	△1,289	14,137	1. 造林事業県補助金	△1,289	森林環境保全直接支援事業費補助金
計	15,426	△1,289	14,137			

3 歳 出

(款) 2. 資本的費用 (項) 1. 造林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 造林事業費	39,629	△1,403	38,226	△1,289			△114	13. 委 託 料	△1,403	森林環境保全直接支援事業委託料
計	39,629	△1,403	38,226	△1,289			△114			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	4,266	659	4,925				659			
計	4,266	659	4,925				659			

議案第 39 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成 27 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,258千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,980,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		543,444	△1,773	541,671
	1. 国庫負担金	355,100	△13,749	341,351
	2. 国庫補助金	188,344	11,976	200,320
7. 県支出金		137,280	20,355	157,635
	2. 県補助金	121,880	20,355	142,235
10. 繰入金		155,989	△20,840	135,149
	1. 他会計繰入金	125,989	△20,840	105,149
歳入合計		1,982,534	△2,258	1,980,276

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		1, 0 5 3, 3 6 5	△ 6 5, 2 6 0	9 8 8, 1 0 5
	1. 療養諸費	9 0 4, 7 1 0	△ 5 1, 0 0 0	8 5 3, 7 1 0
	2. 高額療養費	1 3 9, 3 0 0	△ 1 3, 0 0 0	1 2 6, 3 0 0
	3. 出産育児諸費	8, 4 0 5	△ 1, 2 6 0	7, 1 4 5
3. 後期高齢者支援金等		1 8 4, 4 1 7	0	1 8 4, 4 1 7
	1. 後期高齢者支援金等	1 8 4, 4 1 7	0	1 8 4, 4 1 7
6. 介護納付金		8 6, 5 0 1	0	8 6, 5 0 1
	1. 介護納付金	8 6, 5 0 1	0	8 6, 5 0 1
8. 保健事業費		1 5, 3 1 7	△ 1, 0 0 0	1 4, 3 1 7
	1. 特定健康診査等事業費	1 2, 2 5 5	△ 1, 0 0 0	1 1, 2 5 5
12. 予備費		3 6, 7 3 6	6 4, 0 0 2	1 0 0, 7 3 8
	1. 予備費	3 6, 7 3 6	6 4, 0 0 2	1 0 0, 7 3 8
歳 出 合 計		1, 9 8 2, 5 3 4	△ 2, 2 5 8	1, 9 8 0, 2 7 6

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
4. 国庫支出金	543,444	△1,773	541,671	
7. 県支出金	137,280	20,355	157,635	
10. 繰入金	155,989	△20,840	135,149	
歳入合計	1,982,534	△2,258	1,980,276	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保険給付費	1,053,365	△65,260	988,105	10,366		△27,238	△48,388
3. 後期高齢者支援金等	184,417	0	184,417	5,455			△5,455
6. 介護納付金	86,501	0	86,501	2,761			△2,761
8. 保健事業費	15,317	△1,000	14,317				△1,000
12. 予備費	36,736	64,002	100,738				64,002
歳 出 合 計	1,982,534	△2,258	1,980,276	18,582		△27,238	6,398

2 歳 入

(款) 4. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 療養給付費負担金	339,702	△13,749	325,953	1. 現年度分	△13,749	療養給付費負担金 △21,965 介護納付金負担金 2,761 後期高齢者医療費支援金負担金 5,455
計	355,100	△13,749	341,351			

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 財政調整交付金	188,341	11,976	200,317	1. 財政調整交付金	11,976	財政調整交付金
計	188,344	11,976	200,320			

(款) 7. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 財政調整交付金	121,880	20,355	142,235	1. 財政調整交付金	20,355	財政調整交付金
計	121,880	20,355	142,235			

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	125,989	△20,840	105,149	4. 助産費等繰入金	△840	助産費等繰入金
				7. 保険給付費等支援繰入金	△20,000	保険給付費等支援繰入金
計	125,989	△20,840	105,149			

3 歳 出

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者療養給付費	857,000	△39,000	818,000	23,366		△20,000	△42,366	19. 負担金補助及び交付金	△39,000	一般被保険者療養給付費負担金
2. 退職被保険者等療養給付費	32,000	△10,000	22,000			△4,398	△5,602	19. 負担金補助及び交付金	△10,000	退職被保険者等療養給付費負担金
3. 一般被保険者療養費	12,000	△2,000	10,000	△2,000				19. 負担金補助及び交付金	△2,000	一般被保険者療養費負担金
計	904,710	△51,000	853,710	21,366		△24,398	△47,968			

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	133,000	△11,000	122,000	△11,000				19. 負担金補助及び交付金	△11,000	一般被保険者高額療養費負担金
2. 退職被保険者等高額療養費	6,000	△2,000	4,000			△2,000		19. 負担金補助及び交付金	△2,000	退職被保険者等高額療養費負担金
計	139,300	△13,000	126,300	△11,000		△2,000				

(款) 2. 保険給付費 (項) 3. 出産育児諸費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 出産育児一時金	8,405	△1,260	7,145			△840	△420	19. 負担金補助及び交付金	△1,260	出産育児一時金負担金
計	8,405	△1,260	7,145			△840	△420			

(款) 3. 後期高齢者支援金等 (項) 1. 後期高齢者支援金等

1. 後期高齢者支援金	184,397	0	184,397	5,455			△5,455			財源組替
計	184,417	0	184,417	5,455			△5,455			

(款) 6. 介護納付金 (項) 1. 介護納付金

1. 介護納付金	86,501	0	86,501	2,761			△2,761			財源組替
計	86,501	0	86,501	2,761			△2,761			

(款) 8. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 特定健康診 査等事業費	12,255	△1,000	11,255				△1,000	13. 委 託 料	△1,000	特定健診・保健指導委託料
計	12,255	△1,000	11,255				△1,000			

(款) 12. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	36,736	64,002	100,738				64,002			
計	36,736	64,002	100,738				64,002			

議案第40号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

平成 2 7 年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 4 5 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 9, 1 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 資本的収入		34,521	△1,451	33,070
	2. 他会計繰入金	34,521	△1,451	33,070
歳入合計		100,582	△1,451	99,131

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 資本的費用		45,595	△334	45,261
	1. 建設事業費	30,541	△334	30,207
4. 予備費		10,602	△1,117	9,485
	1. 予備費	10,602	△1,117	9,485
歳 出 合 計		100,582	△1,451	99,131

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
3. 資本的収入	34,521	△1,451	33,070	
歳入合計	100,582	△1,451	99,131	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 資本的費用	45,595	△334	45,261			△1,451	1,117
4. 予備費	10,602	△1,117	9,485				△1,117
歳 出 合 計	100,582	△1,451	99,131			△1,451	

2 歳 入

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	34,521	△1,451	33,070	1. 一般会計繰入金	△1,451	一般会計繰入金
計	34,521	△1,451	33,070			

3 歳 出

(款) 3. 資本的費用 (項) 1. 建設事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 建設改良増設費	30,541	△334	30,207			△1,451	1,117	15. 工事請負費	△334	水道施設改良事業
計	30,541	△334	30,207			△1,451	1,117			

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	10,602	△1,117	9,485				△1,117			
計	10,602	△1,117	9,485				△1,117			

議案第 4 1 号

杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について

杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 6 日

太良町長 岩 島 正 昭

杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約（案）

杵藤地区広域市町村圏組合規約（昭和 4 7 年佐賀県指令 4 7 地第 2 7 2 5 号）の一部を次のように変更する。

第 1 4 条に次のただし書を加える。

ただし、組合の議会において議決を得たときは、この限りでない。

附 則

この規約は、佐賀県知事の許可の日から施行する。

（提案理由）

杵藤地区広域市町村圏組合規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

議案第42号

平成28年度太良町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度太良町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,599,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月6日提出
太良町長 岩 島 正 昭

議案第43号

平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,895,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月6日提出
太良町長 岩 島 正 昭

議案第 4 4 号

太良町学校給食センター新築工事請負契約の締結について

太良町学校給食センター新築工事請負契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年太良町条例第 1 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 1 3 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

工事名	請負金額	契約の方法	契約の相手方
太良町学校給食センター新築工事	582, 984, 000 円	指名競争入札	藤津郡太良町大字多良 1815 番地 増田建設株式会社 代表取締役 増田 正弘

（提案理由）

太良町学校給食センター新築工事について、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

選挙第1号

太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定に基づき、太良町選挙管理委員及び補充員を選挙する。

平成28年6月13日提出

太良町議会議長 坂口久信

1. 選挙管理委員 4人

住所 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙1462番地2
氏名 山田佳子

住所 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1015番地
氏名 井手カツ子

住所 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1384番地2
氏名 中島末博

住所 佐賀県藤津郡太良町大字多良6730番地
氏名 小川のち子

2. 補充員 4人

住所 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁540番地1
氏名 大江辰則

住所 佐賀県藤津郡太良町大字多良1889番地
氏名 毎原哲也

住所 佐賀県藤津郡太良町大字多良8921番地
氏名 馬場順子

住所 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐3421番地
氏名 中島康子

請願第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、
2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書

請願者 大石 聖
受付年月日 平成28年 5月30日
紹介議員 久保 繁 幸

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、
2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願について

【請願趣旨】

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

【請願項目】

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

意見書第 1 号

平成 28 年 6 月 13 日

太良町議会議長
坂 口 久 信 様

提出者	太良町議会議員	末 次 利 男
賛成者	太良町議会議員	待 永 るい子
〃	〃	竹 下 泰 信
〃	〃	田 川 浩
〃	〃	江 口 孝 二
〃	〃	所 賀 廣
〃	〃	平 古 場 公 子
〃	〃	川 下 武 則
〃	〃	久 保 繁 幸
〃	〃	下 平 力 人

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元をはかるための、
2017 年度政府予算に係わる意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、意見書（案）を別紙
のように提出する。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、
2017年度政府予算に係わる意見書（案）

子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。そして、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、親の経済力の違いによる「教育格差」の問題ともなっている。また、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が他の加盟国に比べて多くなっている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要で、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠である。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。さらに、地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年 6月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	馳浩様
衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様